

公 告

令和7年度「鉄道ふくいフェスタ2025運営業務」委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年6月17日

ふくいの鉄道観光推進実行委員会 会長 姫川 祐一

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務名（以下「公告業務」という。）
令和7年度「鉄道ふくいフェスタ2025運営業務」
- (2) 業務内容
別添仕様書による
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年11月30日まで
- (4) 委託契約金額の上限
3,500,000円（消費税および地方消費税を含む）

2 企画提案書を提出する者に必要な資格（参加資格）および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

本業務の実施に必要な能力を有し、次の要件をすべて満たす者であること。

ア 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

ウ 応募資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 応募資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 国税および地方税を滞納していない者であること。

カ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与してい

る者

⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

(2) 参加申込書の提出期限

令和7年6月26日(木) 17時(必着)で、電子メールにより提出すること。電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと。

(3) 提出先

9の問い合わせ先に提出すること

(4) 参加申込書の提出書類

ア 「鉄道ふくいフェスタ2025運営業務委託」企画提案参加申込書(様式1)

イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し

ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(企業案内等・大きさは任意)

エ 県税(地方消費税以外)および消費税の納税証明書(2か月以内に取得したもの)

・県税事務所が発行する、県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書

・税務署が発行する納税証明書(その3の3)

(※) 国税の納税証明書については、オンライン請求可能

(https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

(5) 参加資格審査の結果通知

企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査するために必要な書類が整っているかどうかのチェックを行い、その結果を令和7年6月27日(金)までに様式1 担当者連絡先電子メール宛に連絡する。

(6) 参加資格を受けられなかったものに対する理由の説明

参加資格の認定を受けられなかった参加希望者は、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年6月30日(月) 17時までに説明を求める旨を記載したPDFを電子メールにより、申請書提出先に提出しなければならない。提出があった場合、県は、説明を求めた者に対して、令和7年7月2日(水)までに電子メールにより回答する。

3 公告業務に関する資料の交付

(1) 交付方法

福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局地域鉄道課のホームページからダウンロード(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/013561/tetudoufesta.html>)

(2) 交付期間

令和7年6月26日(木) 17時まで

4 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問書(様式2)により、令和7年6月26日(木) 正午までに電子メールで提出すること。電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

9の問い合わせ先に同じ

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して、令和7年6月27日(金)までに電子メールにより回答する。

5 企画提案書の提出手続き

(1) 提出書類

「鉄道ふくいフェスタ2025運営業務委託」仕様書を熟読し、次に掲げる事項を記載した企画提案書（電子データ PDF 形式）

- ア 企画提案の基本方針
- イ 提案内容
- ウ 経費
- エ 実施体制

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。電子メール送信後、電話により受信の確認を行うこと。

(3) 提出先

9の問い合わせ先に同じ

(4) 提出期限

令和7年7月9日（水）17時必着

(5) プロポーザル審査会参加に際しての注意事項

ア 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となることがある。

- ① 「6 委託先候補者の選定等」における審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 著作権・特許権等

提出物の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。また、決定した制作物（撮影した映像を含む）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の一切の権利は県に帰属するとともに、県および県が指定する第三者に対し、成果物の著作者人格権について将来にわたり行使しないこととし、すべて2次利用できるものとする。

ウ 複数提案の禁止

プロポーザル審査会参加者は、複数の提案書を提出しないこと。

エ 提出物の変更の禁止

提出期限後の提出物の変更、差し替えもしくは再提出しないこと。

オ 返却等

提出物は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

企画提案書や動画データの作成、提出等プロポーザル審査会参加に要する経費等は、すべて、参加者の負担とする。

キ その他

- ① プロポーザル審査会参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等を提出しない場合は、辞退したものとする。

- ② プロポーザル審査会参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ③ 提出された企画提案書等は、福井県情報公開条例（平成 12 年福井県条例第 4 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ④ 提出物に不足がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ等）にあってはその補正を認めるが、企画提案書等の記載事項の変更、差し替えもしくは再提出など、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めない。
- ⑤ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがある。

（6）見積書作成に当たっての注意事項

- ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。
- イ 消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- ウ 見積書の提案上限金額は、3,500,000 円（消費税および地方消費税を含む。）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- エ 見積書のあて先は、ふくいの鉄道観光推進実行委員会会長とすること。
- オ 見積書には、事業に要する経費の内訳および単価、数量等を明示して具体的に記載、または、別紙で添付すること。

6 委託先候補者の選定等

（1）企画提案の審査

提出された企画提案書の内容について、企画提案審査会において総合的に審査したうえで、委託候補者を 1 社選定する。

【企画提案審査会（予定）】

日程：令和 7 年 7 月 16 日（水）午後

※日時、場所等詳細については、追って連絡する。

（2）審査方法

企画提案書等の内容（全体：事業の趣旨・目的の理解度、実現性 各項目：エンタメ性、経費等）について、公正な審査を行う。

（3）審査結果の通知

審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

7 契約の締結

ふくいの鉄道観光推進実行委員会は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- （1）委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- （2）財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- （3）その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

8 その他

この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

9 問い合わせ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

ふくいの鉄道観光推進実行委員会事務局

福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局地域鉄道課（担当：藤本、西畑）

電話：0776-20-0723

メール：chitetu@pref.fukui.lg.jp

（土・日・休日を除く、午前9時から午後5時まで）